

参照条文

○ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）（抄）

【定義】

第二条（略）

②～⑧（略）

⑨ この法律において「不正な取引方法」とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

一～四（略）

五 自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、次のいずれかに該当する行為をすること。

イ・ロ（略）

ハ 取引の相手方からの取引に係る商品の受領を拒み、取引の相手方から取引に係る商品を受領した後当該商品を当該取引の相手方に引き取らせ、取引の相手方に対して取引の対価の支払を遅らせ、若しくはその額を減じ、その他取引の相手方に不利益となるように取引の条件を設定し、若しくは変更し、又は取引を実施すること。

六（略）

【不正な取引方法の禁止】

第十九条 事業者は、不正な取引方法を用いてはならない。

【緊急停止命令】

第七十条の四 裁判所は、緊急の必要があると認めるときは、公正取引委員会の申立てにより、第三条、第六条、第八条、第九条第一項若しくは第二項、第十条第一項、第十一条第一項、第十三条、第十四条、第十五条第一項、第十五条の二第一項、第十五条の三第一項、第十六条第一項、第十七条又は第十九条の規定に違反する疑いのある行為をしている者に対し、当該行為、議決権の行使若しくは会社の役員の実務の執行を一時停止すべきことを命じ、又はその命令を取り消し、若しくは変更することができる。

② 前項の規定による裁判は、非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）により行う。

【供託による緊急停止命令の執行免除】

第七十条の五 前条第一項の規定による裁判については、裁判所の定める保証金又は有価証券（社債、株式等の振替に関する法律第二百七十八条第一項に規定する振替債を含む。次項において同じ。）を供託して、その執行を免れることができる。

② 前項の規定により供託をした場合において、前条第一項の規定による裁判が確定したときは、裁判所は、公正取引委員会の申立てにより、供託に係る保証金又は有価証券の全部又は一部を

没取することができる。

③ 前条第二項の規定は，前二項の規定による裁判について準用する。

〔東京地方裁判所の専属管轄〕

第八十五条 次に掲げる訴訟及び事件は，東京地方裁判所の管轄に専属する。

一 （略）

二 第七十条の四第一項，第七十条の五第一項及び第二項，第九十七条並びに第九十八条に規定する事件

〔緊急停止命令違反に対する過料〕

第九十八条 第七十条の四第一項の規定による裁判に違反したものは，三十万円以下の過料に処する。